

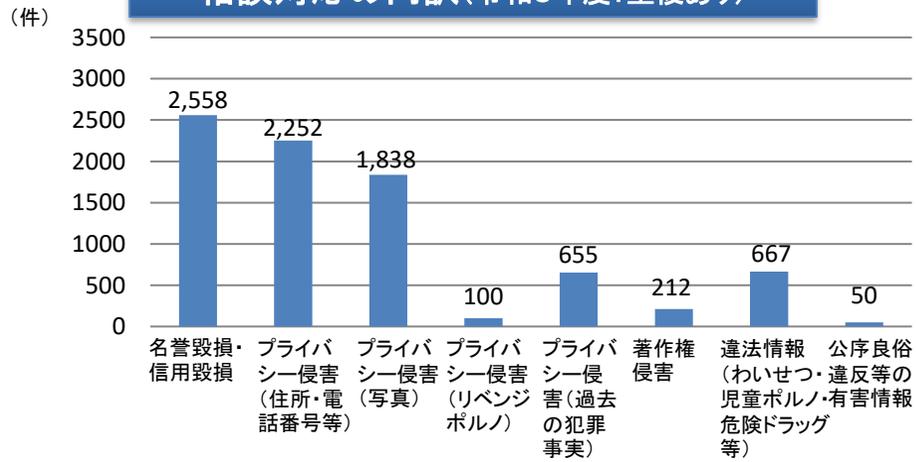
インターネット上の違法・有害情報の流通状況

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和3年度の相談件数は、受付を開始した平成22年度の相談件数の約5倍に増加している。
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、平成29年に過去最高(平成13年の現行統計開始以降)の件数を更新し、令和3年についても、引き続き高水準で推移している。

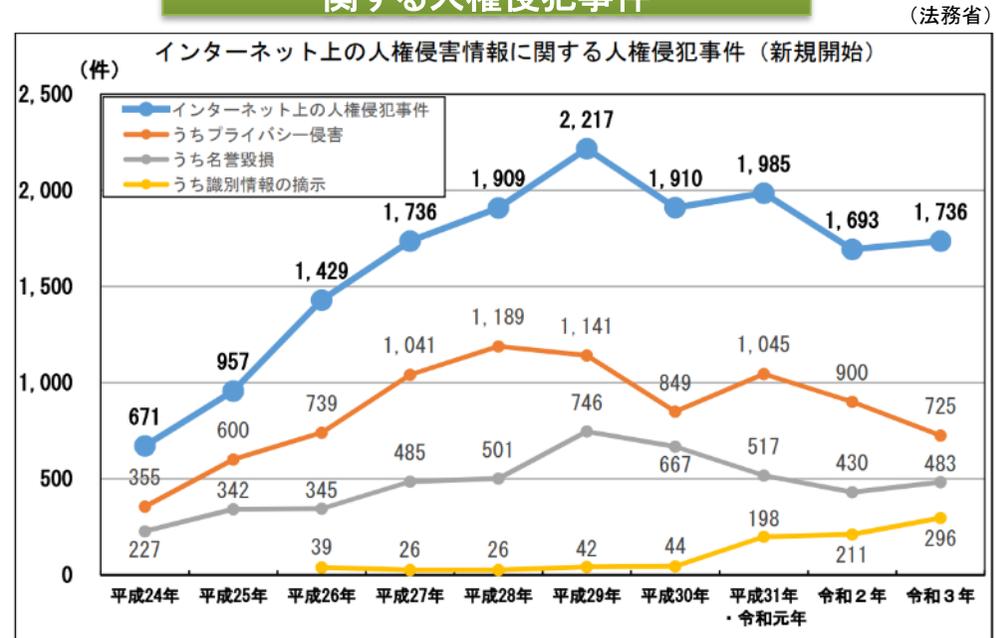
違法・有害情報相談センター
相談件数の推移



相談対応の内訳(令和3年度:重複あり)



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件



- ・平成31年1月～令和3年10月の期間内に、法務省の人権擁護機関によるインターネット上の人権侵害情報に対する削除要請件数は1,173件。そのうち818件が削除され、プロバイダ等による削除対応率は69.74%。

政府・自民党SNS上の誹謗中傷の対策

①国民の皆さんの声を聞く！



すべてはここから始まります。
木村花さんのお母様である響子さんから
侮辱罪の厳罰化等を求める要請を受けま
した。



②自民党内での対応策の検討

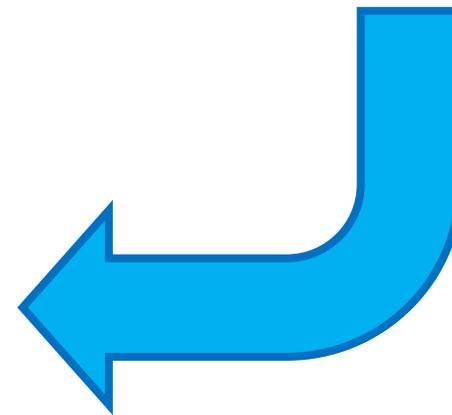


自民党「ネット上の誹謗中傷等対策小委員会」を開催。
侮辱罪の厳罰化やプロバイダ責任法を改正を求める提言を
事務局長として取りまとめました。

③政府への要請



岸田文雄総理のもとへ取
りまとめた要請文を直接
届け、政府によるSNS上
の誹謗中傷被害への早
急な対応を要請しました。



「鷹の爪団の#NoHeartNoSNS大作戦」特設サイト

- 2021年12月28日、「#NoHeartNoSNS(ハートがなけりゃSNSじゃない!)」をスローガンとするインターネット上の誹謗中傷対策の一環として、人気キャラクター『秘密結社 鷹の爪』とコラボした「鷹の爪団の#NoHeartNoSNS大作戦」特設サイトを開設。パソコンだけでなくスマートフォンにも対応。
- 誰もが平和に暮らせる社会を作るため、世界征服を目指す悪の秘密結社「鷹の爪団」と、愛と平和に満ちた安心・安全なSNSライフの伝道師「ハートきゅん」(オリジナルキャラクター)がコラボした全4話のアニメーション動画、漫画、パンフレットデータ等を掲載。

《全4話のアニメーション(総務省Youtubeチャンネルで公開中)》

《パンフレット》



SNSは機能の特性を理解して使おう！

Twitterのリツイート

- **情報拡散機能あり**
 - リツイートは、情報を拡散する意図で行われたものと考えられている。
- ⇒オリジナルの投稿が、他人の名誉を毀損する場合やプライバシーを侵害する場合、リツイートも、他人の権利を侵害するものとなり、損害賠償や削除の対象となるおそれがある。

Twitterの「いいね」

- **情報拡散機能あり**
 - ある投稿に好意的な気持ちを示すためものだが、「いいね」をするとフォロワーのタイムラインにもオリジナルの投稿を表示させる機能がある。
- ⇒リツイートと同様の注意が必要

Facebookの「いいね！」

- 情報拡散機能なし
 - 「いいね！」をしても、「いいね！」をしたオリジナルの投稿は表示されない。
- ⇒直ちに削除等の責任が生じるものではない

投稿する内容にも注意が必要

ヘイトスピーチ

- ヘイトスピーチとは？
 - 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）
 - 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えんとするもの（「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など）
 - 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）
- ヘイトスピーチに該当すると、損害賠償請求や削除の対象となるおそれがある。
 - ※ 関連法令：ヘイトスピーチ解消法
 - ※ 県内では「ヘイトスピーチ条例」制定が検討されている。

部落差別（同和問題）

- 部落差別（同和問題）とは？
 - 同和地区出身者であることを理由に、結婚や就職等の際に差別を受けたりする我が国固有の人権問題
 - 政府の調査によれば、現在でも根強い差別があるとされている。
- ネット上では、特定の地域を同和地区とする投稿が問題となっている。
- このような投稿は、一般に、その地区の出身者のプライバシーを侵害する行為に当たると考えられている。 ※関連法律：部落差別解消法

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）（令和4年10月1日施行予定）

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

1. 新たな裁判手続の創設

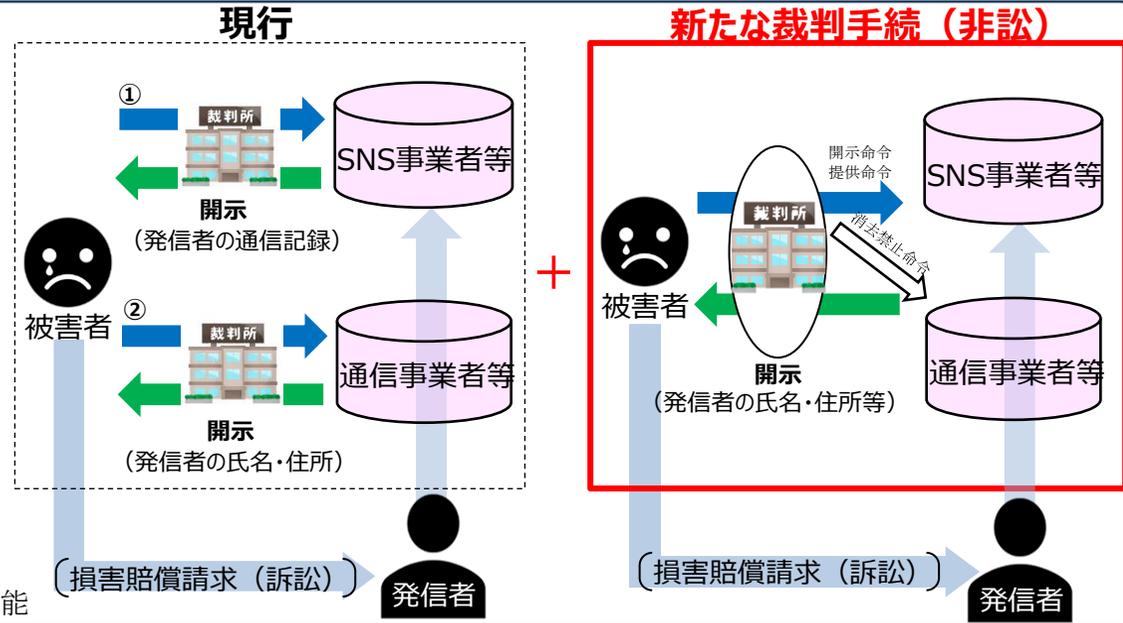
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

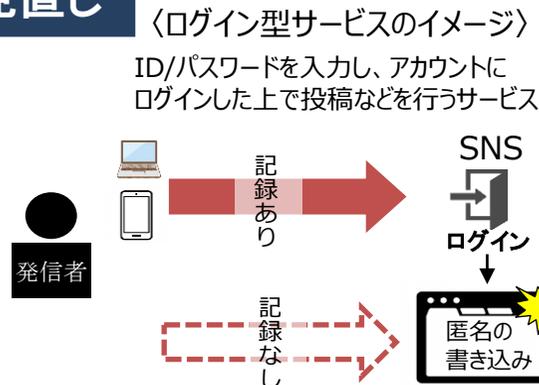


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
- ※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

（公布日：令和3年4月28日）

Twitter・Facebookにおける問題投稿の通報

・Twitter

問題を報告する

キャンセル

このツイートについて、問題の詳細をお知らせください。

内容に興味がない

不審な内容またはスパムである

センシティブな画像または動画を表示している

不適切または攻撃的な内容を含んでいる

自傷行為や自殺の意思をほのめかしている

Twitterルール違反についてはこちらをご参照ください。

・Facebook

報告

×

理由を選択

差し迫った危険に直面する人がいる場合には、Facebookに報告する前に、すぐに誰かに助けを求めてください。

ヌード

>

暴力

>

嫌がらせ

>

自殺または自傷行為

>

虚偽の情報

>

スパム

>

無許可の販売

>

ヘイトスピーチ

>

テロ

>

その他

>

上記のように、TwitterやFacebookでは、誹謗中傷等の投稿について、サービス上で通報することが可能。

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎ **悩みや不安を抱えて困っている方**に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、**様々な方法による相談**が可能です。

・ 解決策がわからない
・ 書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・ 身の危険を感じる
・ 犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・ まずアドバイスがほしい
・ 自分で迅速に削除依頼したい

・ 自分で削除依頼できない
・ 自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

国の機関に
相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>



迅速な助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎ **インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員**が対応
- ◎ 人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎ インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」
(法務省)



<https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法などの助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎ 削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎ 全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフアーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎ インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎ **インターネット企業有志によって運営**されるセーフアーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎ インターネットで連絡を受け付し、やりとりはメールで行います。

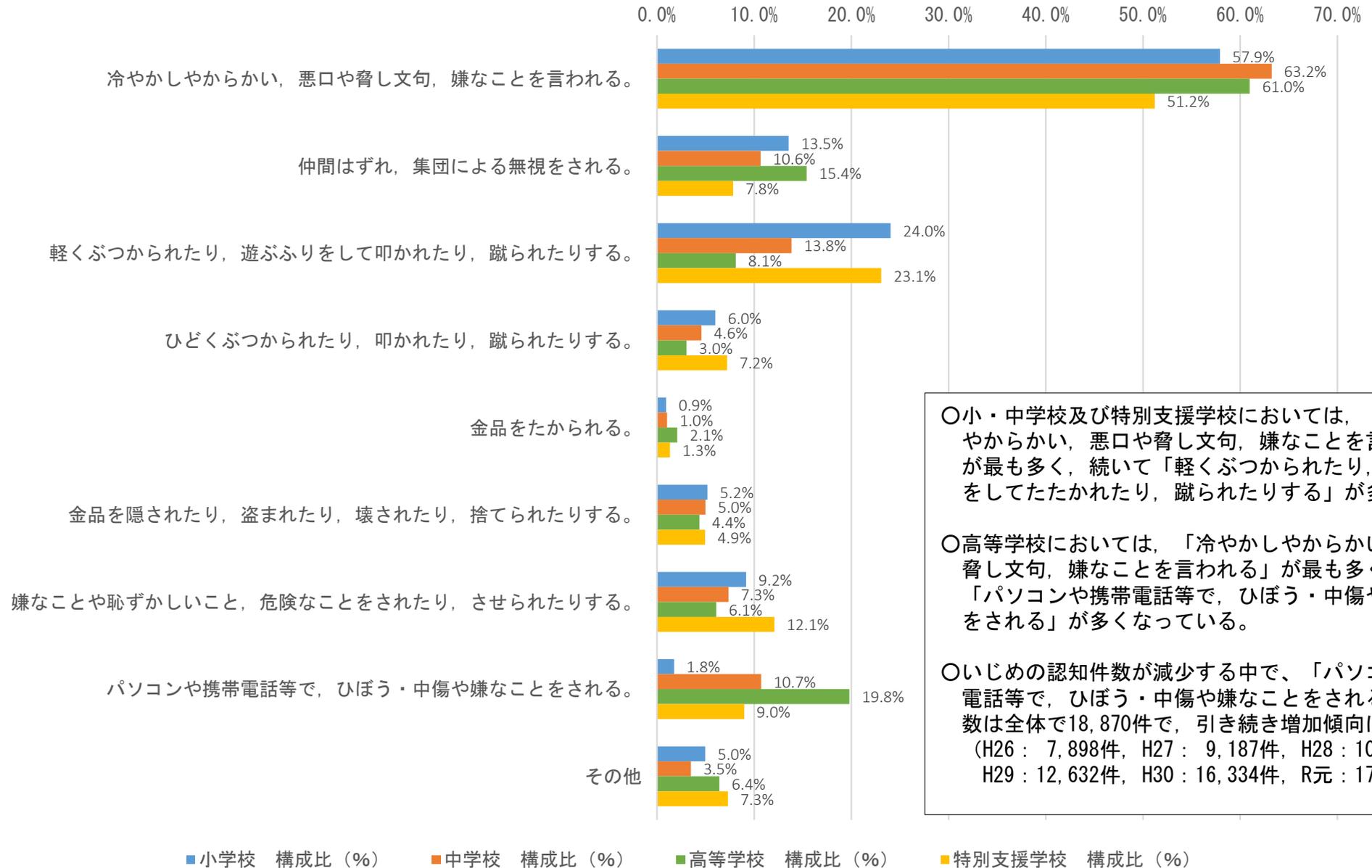
※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

いじめの状況について

いじめの態様別状況

(複数回答可)



○小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしやからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる」が最も多く, 続いて「軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをしてたたかれたり, 蹴られたりする」が多い。

○高等学校においては、「冷やかしやからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる」が最も多く, 続いて「パソコンや携帯電話等で, ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。

○いじめの認知件数が減少する中で、「パソコンや携帯電話等で, ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は全体で18,870件で, 引き続き増加傾向にある。
(H26 : 7,898件, H27 : 9,187件, H28 : 10,779件, H29 : 12,632件, H30 : 16,334件, R元 : 17,924件)

情報モラル教育の一層の充実に向けて

- ✓ 携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も発生
- ✓ GIGAスクール構想により、児童生徒がタブレット等の1人1台端末を積極的に利活用

児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要

※学習指導要領において、**情報活用能力（情報モラルを含む）**を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け

情報モラル教育を行う際は、**自他の権利を尊重し、ICT端末等を適切に扱う責任を児童生徒が自覚できるよう指導を充実するとともに、課題に対処するために児童生徒が自分で考え、解決できるように指導を工夫**

①e-ラーニング概要資料

1. 端末を使って情報モラルを学べるe-learningコンテンツの作成

- ・学校のみならず、家庭においても子供たちが情報モラルを学べるコンテンツを作成
- ・右の二次元バーコードからも、パソコン、タブレット、スマートフォンなどから学習が可能



トップページ 画面



問題 画面例



結果発表 画面例

児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックの改訂

- ・教職員や児童生徒が授業においてICTを円滑に活用するための留意事項について、専門家の知見なども踏まえ掲載
- 【掲載例】ICT機器の画面の見えにくさの原因やその改善方策
児童生徒の姿勢に関する指導の充実 など



健康ガイドブック



1. 留意事項の考え方
2. 具体的な改善方策
 - 2-1 教室の明るさ
 - 2-2 電子黒板
 - 2-3 タブレットPC
3. Q&A
4. 学習環境の充実を図るための留意点
5. 専門家からのコメント
6. チェックリスト
7. 参考情報

②動画資料（SNS）

3. 情報モラル教育指導者セミナーの実施

- ・学校における情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めたセミナーを実施
- ・令和3年度はオンラインにより3回開催 **総参加者数 1,868名**

各セミナーのテーマ

- 1人1台環境で情報モラル教育をどう進めるか
- 学校全体でどう情報モラル教育に取り組むか
- 保護者をどう巻き込むか

4. 情報モラルに関する教材の充実

- 【動画教材】『タブレットを活用した学習活動について考えよう』
 - ・すぐに授業に活用できるようモデル指導案を添付
 - ・これまでに21本の動画を作成（R3は1本追加）
- 【対象学年別リーフレット】『スマホ時代のキミたちへ』

文部科学省ホームページにて情報モラル教育に関する教材や資料を公開

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm



情報モラルe-learning コンテンツ一覧 (令和4年時点)

情報モラルに関する喫緊の課題に幅広く対応しており、**文部科学省がこれまで作成した教材と関連しています**。子供たちのスマホ・タブレットやネットの活用場面に応じて学習することが可能です。各コンテンツには、推奨学年を設定しています(小1～小4, 小5～中1, 中2～高3など)。

| タブレットを初めて使う | インターネットを活用する | 情報を発信する | オンラインで交流する | 作品を作る | マナーを守って使う | 健康に気を付けて使う | SNSなどを使う |
|---|--|---|---|---|-----------|------------|----------|
| 学習用タブレットを上手に使う  動画教材19 小1～小4 | 学習用タブレットを学習活動に使う  動画教材21 小5～中1 | パスワードを管理する  動画教材11 小5～中1 | 大切な情報を守る  動画教材12 中2～高3 | 個人情報について考える  動画教材3 小5～中1 | | | |
| ネット交流について考える  動画教材5 小5～中1 | ネット詐欺について考える  動画教材4 中2～高3 | SNSを上手に使う  動画教材9 小5～中1 | SNSでどう伝えるか考える  動画教材20 小5～中1 | 写真や動画を上手に使う  動画教材6 中2～高3 | | | |
| 情報の公開について考える  動画教材8 中2～高3 | SNSの影響を考える  動画教材10 中2～高3 | 相手のことを思いやる  動画教材7 小5～中1 | 上手にコミュニケーションをとる  動画教材13 小5～中1 | SNSで知り合った人とやりとりする  動画教材15 小5～中1 | | | |
| 立場の違う相手を思いやる  動画教材14 中2～高3 | 著作物を上手に扱う  動画教材18 小5～中1 | 使いすぎについて考える  動画教材16 小1～小4 | 利用マナーについて考える  動画教材17 小1～小4 | ゲーム依存について考える  動画教材1 小5～中1 | | | |
| ネット依存について考える  動画教材2 中2～高3 | 健康に気を付けて使う  小1～高3 | SNSなどを使う  小学校低学年 | SNSなどを使う  小学校高学年・中学生 | SNSなどを使う  高校生 | | | |

■教員の皆様に活用いただく方法

「情報モラルe-learningコンテンツ」は、**子供たちが家庭学習などにおいて、情報モラルについて自ら学習する際に役立てることを想定し、制作しております**。

1コンテンツの学習時間は約5～10分となっており、いつでもどこでも、パソコン・タブレット・スマートフォンなどから学習が可能です。

本コンテンツは、授業の中などで活用いただくことも可能です。情報モラルに関する授業の**導入・まとめの場面**や、**予習・復習**において活用いただくのと合わせて、コンテンツを学習してみてどのように感じたか、**子供たち同士で話し合う機会**や、**先生から説明する機会**を設けることで、より深い学びに繋がります。

文部科学省が作成した、動画教材や手引書(下記ホームページ参照)と合わせて、是非ご利用ください。

〇「**情報モラル教育の充実**」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm



情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ～安全なインターネットの使い方を考える～

⑳ 思ったままSNSに送信しただけなのに

◆教材のねらい◆

近年、SNSでの書き込みによるトラブルが大きな社会問題となっており、子供たち自身も加害者や被害者になる可能性がある。本教材では、情報の送り手の立場を中心に情報を発信・受信する際の注意点や公開範囲の違いによるリスクなどを考えさせる。

ストーリー

| | |
|--|--|
| | <h3>肯定的な気持ちを発信する</h3> <p>おいしいケーキを食べ、そのことを友達とのグループトークルームで発信しました。</p> <p>せっかくなので、みんなが見られるSNSでも発信することにしました。</p> |
| | <h3>否定的な意見や気持ちを共有したい</h3> <p>友達と一緒に別のお店のケーキを食べたところ、あまりおいしくなく、がっかりしました。</p> <p>この気持ちを共有したくなり、SNSなどで発信しようと考えますが……。</p> |
| | <h3>否定的な意見や気持ちを発信する</h3> <p>絶対においしくないと感じた気持ちをSNSに書き込んだところ、思わぬ影響が出てしまいました……。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"><p>近年、SNSで人を傷つける行為が大きな社会問題となっています。SNSで情報を発信することのリスクと責任について、発信する前に考えないと、自分が被害にあってしまうだけではなく、加害者になってしまう可能性もあります。</p><p>SNSで人を傷つけたりせず、有効に活用できるようにするためには、どのようなことに気を付ければ良いのか、考えてみましょう。</p></div> |